

各市町村（学校組合）教育長 様

高知県教育長  
（公印省略）

市町村（学校組合）立学校への「事務長」職の設置について（通知）

教育を取り巻く環境が大きく変化し、学校が直面する課題が複雑・多様化している中、様々な課題を克服し、教育の質を高めていくためには、学校の組織力の向上を図るなど「力のある学校づくり」を推進していくことが不可欠です。その中で、学校事務職員には、教育活動と事務部門が連動する組織的な学校事務を一層推進し、学校経営に積極的に参画していくことが求められています。

そのため、県教育委員会では、市町村教育委員会連合会から学校事務の共同実施の推進に係る施策提言等、これまでの経緯を踏まえて、平成25年5月に「組織的な学校事務の推進会議」を設置しました。この推進会議において、学校事務に関する企画・調整や事務処理を一元的に行う共同実施組織の機能の強化、また、事務処理上の決裁権の付与や所属職員への指揮監督権等を有した管理職員の配置の必要性などの協議が行われ、その報告が取りまとめられました。

この報告を受け、県教育委員会としまして、下記のとおり市町村（学校組合）立学校へ「事務長」を設置し、事務長が学校事務の総合的なマネジメントを行い、「力のある学校づくり」に向けた取組を推進していきたいと考えています。

つきましては、各市町村（学校組合）教育委員会において、事務長の設置ができるよう必要な規則等の改正を行っていただくとともに、学校事務の共同実施をより一層推進いただくようお願いします。

記

1 職名

事務長

2 事務長の必要性

共同実施が継続して安定的に行われるためには、事務処理や研修をはじめ、学校事務に関する企画・調整を一元的に行うことができる組織体制が必要であり、適正な組織運営のためには、一定の職務上の権限を有し、共同実施組織を総括する職が必要である。

3 職の位置づけ

(1) 課長補佐級

- ・ 任用等級3等級、行政職給料表5級格付け
- ・ 地方公務員法（昭和25年法律261号。以下「法」という。）第52条第3項ただし書きに規定する管理職員等

(2) 任用要件

任用等級 3 等級にある者のうち、別紙 1 に例示する職務を遂行する能力を有する者

(3) 配置基準

学校の管理運営に関する規則（以下「管理運営規則」という。）に規定する複数の事務職員で構成する学校事務支援室（専ら勤務する事務職員が 3 人以上勤務、又は兼務で勤務する事務職員が原則週 4 日以上 3 人以上勤務）に配置

(4) 発令

人事異動の一環として、県教育委員会が発令

**4 職務の内容**

(1) 高知県教育長通知「公立小中学校事務職員の標準的職務について（通知）」（平成 19 年 1 月 18 日付け高教職第 1098 号）に例示する「公立小中学校事務職員の標準的職務（案）」の職務内容を総括し、概ね別紙 1 に例示する内容とすること。

(2) 職務内容については、管理運営規則に規定すること。

**5 配置年月日**

平成 26 年 4 月 1 日

**6 職の設置等**

職の設置等については、別紙 2 を参照に必要な規則改正や手続きを行うこと。

## <別紙 1 >

### 事務長の職務内容等（例）

#### 1 職務内容

##### (1) 学校事務の総括

- ・ 学校事務全般に係る企画・計画・運営の実務の総括
- ・ 学校事務の共同実施の総括
- ・ 総括する市町村の学校事務に関する指導・助言
- ・ 総括する市町村の学校事務職員への指揮監督
- ・ 学校事務職員の実務研修の企画・立案

##### (2) 学校経営への参画

- ・ 総括する学校の企画運営会議等への参加

##### (3) 人事評価

- ・ 学校事務支援室に勤務する職員の一次評価（兼務者を除く。）

##### (4) 市町村教育委員会、校長会及び教頭会等との連絡調整

- ・ 学校事務職員の所管する事務の改善等を学校長等から聞き取り、市町村教育委員会と予算等の調整を行う。（施設修繕、消耗品の共同購入、備品の一括購入、学校事務に係る改善事項等）
- ・ 校長会、教頭会等への参画

##### (5) その他市町村教育長が必要と認める事項

#### 2 専決事項

##### (1) 学校事務支援室職員に関すること。

- ・ 事務分担に関すること。
- ・ 職員の週休日及び勤務時間の割振りに関すること。
- ・ 職員の週休日の振替及び半日勤務時間の割振り変更に関すること。
- ・ 職員の時間外勤務及び休日勤務の命令並びに時間外勤務代休時間及び休日の代休日の指定に関すること。
- ・ 職員の休暇に関すること。
- ・ 職員の内国旅行の命令(命令変更を含む。)及び復命の受理に関すること。

##### (2) 本務校及び兼務校の全教職員に関すること。

- ・ 職員の通勤手当、住居手当の認定に関すること。
- ・ 職員の赴任旅費に関すること。

##### (3) その他市町村教育長が必要と認める事項

<別紙 2 >

1 事務長設置に関して市町村教育委員会で改正が必要な規則等（例）

規則等	内 容
管理運営規則	職の設置、職務内容、事務長の専決
教育委員会事務専決規程	事務長の専決規程
教育委員会教育長事務委任規程	通勤手当、住居手当
共同実施組織（学校事務支援室）運営規程	事務長である室長の役割等

2 事務長設置の管理運営規則への規定（例）

<p>「第〇〇章 教職員等」</p> <p>（県費負担事務職員）</p> <p>第〇〇条 学校（高等学校及び幼稚園を除く。）に置く市町村立学校職員給与負担法（昭和 23 年法律第 135 号）第 1 条に規定する事務職員名及びその職務は、次の各号に掲げるとおりとする。</p> <p>(1) 事務長 地域の学校（高等学校及び幼稚園を除く。）の事務を掌理するとともに当該事務を所掌する職員を指揮監督する。</p>
---

3 公平委員会、人事委員会への手続

法第 52 条第 4 項の規定に基づき、法第 7 条第 4 項の規定により高知県人事委員会に公平委員会の事務を委託した市町村は、「公平委員会の事務委託市町村、一部事務組合及び広域連合の管理職員等の範囲を定める規則」第 3 条の規定に基づき高知県人事委員会に組織の変更についての通知が必要（各市町村の長から通知）

〇〇市(町村)立小中学校事務共同実施組織運営規程(参考例)

(趣旨)

第1条 この規程は、〇〇市(町村)立小中学校管理運営規則(昭和〇〇年〇〇市(町村)教育委員会規則第〇〇号)第〇〇条第〇項の規定に基づき、共同実施組織(以下「学校事務支援室」という。)における組織、運営、業務等に関し必要な事項を定めるものとする。

(組織)

第2条 教育委員会は、共同実施を主体的に行う共同実施拠点校(以下「拠点校」という。)及び拠点校と連携し業務を行う共同実施連携校(以下「連携校」という。)を指定する。

- 2 学校事務支援室は、拠点校(及び連携校)の事務職員により構成する。
- 3 学校事務支援室には、室長を置く。
- 4 室長は事務長もって充てる。事務長がいない場合は、総括主任から任命する。
- 5 室長は、学校事務支援室の業務の総括を行うとともに、他の事務職員に対し指導助言を行うことができる。
- 6 学校事務支援室の執務室には、必要な備品等を整備する。
- 7 拠点校の校長は、学校事務支援室を総括する。

(業務)

第3条 学校事務支援室は、次に掲げる業務を行う。

- (1) 〇〇市(町村)立学校の学校事務に関する事項の企画・立案に関すること。
- (2) 学校事務に係る指導及び支援に関すること。
- (3) 学校事務の共同実施の企画・立案及び連絡調整に関すること。
- (4) 学校事務職員未配置校等への学校支援に関すること。
- (5) 学校事務の研修に関すること。
- (6) その他教育長が学校事務支援室で行うことが適当であると認めるもの

(室長の職務)

第4条 室長は、拠点校の校長の指揮監督の下、学校事務支援室の業務を掌理する。

- 2 事務長である室長は、次に掲げる業務を行う。
  - (1) 公立学校職員の給与に関する条例(昭和29年高知県条例第37号)第27条4項の規定により市町村が処理する事務に関すること。
  - (2) 支援室に勤務する学校事務職員の服務監督

(共同実施の計画等)

第5条 拠点校の校長は、共同実施の運営、具体的な取組等を作成した計画書を作成し、共同実施運営協議会に提出する。

- 2 拠点校の校長は、共同実施の実績報告書を作成し、共同実施運営協議会に提出する。

(兼務)

第6条 事務長は、連携校の事務長を兼務する。

- 2 拠点校及び連携校の事務職員は、事務の共同実施を円滑に行うため連携校及びグループを構成する学校を兼務する。

(運営組織)

第6条 教育委員会は、共同実施を円滑に行うため、共同実施運営協議会を設置する。

(その他)

第7条 この規程に定めるもののほか必要な事項は、教育委員会が別に定める。

附 則

この規程は、平成〇〇年〇月〇日から施行する。

○公平委員会の事務委託市町村、一部事務組合及び広域連合の管理職員等の範囲を定める規則

(昭和 41 年 9 月 3 日高知県人事委員会規則第 18 号)

(趣旨)

第 1 条 この規則は、地方公務員法(昭和 25 年法律第 261 号。以下この条において「法」という。)第 52 条第 4 項の規定に基づき、法第 7 条第 4 項の規定により高知県人事委員会に公平委員会の事務を委託した市町村、一部事務組合及び広域連合の法第 52 条第 3 項ただし書に規定する管理職員等の範囲を定めるものとする。

(管理職員等の範囲)

第 2 条 市町村に勤務する職員のうち管理職員等は、別表第 1 の左欄に掲げる市町村ごとの同表中欄に掲げる機関についてそれぞれ同表右欄に掲げる職を有する者とする。

2 一部事務組合に勤務する職員のうち管理職員等は、別表第 2 の左欄に掲げる一部事務組合についてそれぞれ同表右欄に掲げる職を有する者とする。

3 広域連合に勤務する職員のうち管理職員等は、別表第 3 の左欄に掲げる広域連合について同表右欄に掲げる職を有する者とする。

(組織の変更等についての通知)

第 3 条 市町村の長は別表第 1、一部事務組合の長は別表第 2、広域連合の長は別表第 3 に掲げる機関の組織に変更があったとき、又は管理職員等若しくはこれに相当すると認められる職員の職の改廃若しくは新設があったときは、速やかに、その旨を高知県人事委員会に通知しなければならない。